



# 三重県公報

令和3年7月30日 (金)

第 230 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

| (番号)               | (題 名)   | (担当)                            | (頁) |
|--------------------|---|---------------------------------|-----|
| <b>規 則</b>         |   |                                 |     |
| 124                | 三重県県税条例施行規則の一部を改正する規則                         | ( 税 務 企 画 課 )                   | 2   |
| 125                | 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第九条第二項に規定する指示等の様式を定める規則 | ( 廃 棄 物 ・ リ サ イ ク ル 課 )         | 12  |
| <b>公 安 委 規 則</b>   |   |                                 |     |
| 10                 | 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則                    | ( 公 安 委 員 会 )                   | 17  |
| <b>告 示</b>         |   |                                 |     |
| 510                | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出                 | ( 中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課 ) | 37  |
| <b>公 告</b>         |   |                                 |     |
|                    | 公共測量を実施する旨の通知                                 | ( 公 共 用 地 課 )                   | 42  |
|                    | 公共測量が終了した旨の通知                                 | ( 同 )                           | 42  |
|                    | 開発行為に関する工事の完了                                 | ( 建 築 開 発 課 )                   | 42  |
| <b>特 定 調 達 公 告</b> |   |                                 |     |
|                    | 一般競争入札を行う旨                                    | ( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )           | 42  |
|                    | 同伴  | ( 教 育 委 員 会 )                   | 46  |

規 則

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和三年七月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

**三重県規則第二百二十四号**

三重県税条例施行規則の一部を改正する規則

三重県税条例施行規則（昭和三十四年三重県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。  
第二十三号様式の二（その二）を次のように改める。

第23号様式の2 (第20条の2関係)  
(その2)

第 年 月 日  
第 年 月 日  
号 日

所在地  
法人名

様

県税事務所長 閣

法人県民税・特別法人事業税又は地方法人特別税の  
更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税又は  
地方法人特別税の課税標準額、税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。  
この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
又は郵便局(三重県、愛知県、岐阜県又は静岡県内の各郵便局)へ納めてください。

| 所得割   | 区分         | (円) | (円) | 差引過不足分 (円) | 納税者番号                   |         |
|-------|------------|-----|-----|------------|-------------------------|---------|
|       |            |     |     |            | 申告年月日                   | 申告年月日   |
| 法人事業税 | 課税標準額の総額   |     |     |            | 申告年月日                   | 申告年月日   |
|       | 課税標準額の総額   |     |     |            | 修正申告年月日                 | 修正申告年月日 |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 県民税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 仮装経理に基づき繰越控除となる税額       |         |
| 事業税   | 課税標準額の総額   |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 県民税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 租税条約に基づき繰越控除となる税額       |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 県民税                     |         |
| 所得割   | 課税標準額の総額   |     |     |            | 延滞金額計算の基礎となる期間から控除される期間 |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 所得割                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 控除不適用額                  |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 控除不適用額                  |         |
| 法人事業税 | 課税標準額の総額   |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 県民税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 租税条約に基づき繰越控除となる税額       |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 県民税                     |         |
| 所得割   | 課税標準額の総額   |     |     |            | 延滞金額計算の基礎となる期間から控除される期間 |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 所得割                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 控除不適用額                  |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 事業税                     |         |
|       | 三重県分の課税標準額 |     |     |            | 控除不適用額                  |         |



- 注 1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。
- 注 2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができ、審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。
- この通知の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、またこの裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となり、また、提起することができません。）提起することができます。
- なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

| 更正・決定の理由             | 理由の詳細 (根拠法令)   |
|----------------------|--|
| 1 法人税 更正等による         |  |
| 2 本店所在都道府県知事からの通知による | 地方税法第55条、同法第72条の39、同法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47   |
| 3 税率適用誤りによる          | 地方税法第51条、同法第52条、同法第72条の24の7、同法本法附則9条の2、旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、三重県条例第31条、同条例第32条、同条例第43条、同条例附則第13条、同条例附則第14条、同条例附則第14条の2、同条例附則第14条の2の2、みえ森と緑の県民条例第3条 |
| 4 分割基準の修正による         | 地方税法第58条、同法第72条の48の2   |
| 5 県の自主決定調査による        | 地方税法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47  |
| 7 その他 ( )            |  |

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

第111号様式の11（その11）の次に次の1様式を加える。

第23号様式の2（第20条の2関係）

（その3）

所在地  
法人名 様

第 年 月 日

県税事務所長 [印]

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の  
更正・決定・加算金決定通知書

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分に対する法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の課税標準額、  
税額及び加算金を更正・決定しましたので通知します。  
この通知書による不足税額等は別紙納付書により 年 月 日までに三重県指定金融機関、三重県収納代理金融機関  
又は郵便局（三重県、愛知県、岐阜県又は静岡県内の各郵便局）へ納めてください。

Table with columns for '区分' (Category), '課税標準額の総額' (Total Taxable Standard Amount), '税率' (Tax Rate), '税額' (Tax Amount), and '差引過不足分' (Difference). It includes sections for '法人事業税' (Corporate Business Tax), '法人県民税' (Corporate Resident Tax), and '特別法人事業税' (Special Corporate Business Tax).

加算金 (Additional Amount) table with rows for '過少申告加算金' (Under-reporting Additional Amount), '不申告加算金' (Non-reporting Additional Amount), and '重加算金' (Double Additional Amount).



- 注1 法律及び条例に定める延滞金の計算方法を記載する。
- 2 この通知について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長又は自動車税事務所長を経由して2通提出してください。
- 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。
- なお、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<更正・決定・加算金決定の理由附記>

| 更正・決定の理由             | 理由の詳細（根拠法令）   |
|----------------------|---|
| 1 法人税 更正等による         |   |
| 2 本店所在都道府県知事からの通知による | 地方税法第55条、同法第72条の39、同法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47  |
| 3 税率適用誤りによる          | 地方税法第51条、同法第52条、同法第72条の24の7、同法本法附則9条の2、旧地方法人特別税等に関する暫定措置法第2条、三重県県税条例第31条、同条例第32条、同条例第43条、同条例附則第13条、同条例附則第14条、同条例附則第14条の2、同条例附則第14条の2の2、みえ森と緑の県民税条例第3条 |
| 4 分割基準の修正による         | 地方税法第58条、同法第72条の48の2  |
| 5 県の自主決定調査による        | 地方税法第72条の41、同法第72条の41の2、同法第72条の46、同法第72条の47   |
| 7 その他（ ）             |   |

※「6 更正請求による」は不利益処分ではない。

第二十八号様式を次のように改める。

第38号様式（第29条、第32条関係）

税第 号  
年 月 日  
県税事務所長 [印]

知事様

法人県民税・法人事業税に係る課税標準額の通知書

このことについて、次のとおり通知します。

|                |                    |                         |                    |           |                         |             |   |
|----------------|--------------------|-------------------------|--------------------|-----------|-------------------------|-------------|---|
|                |                    | 納税者番号                   |                    | 法人番号      |                         |             |   |
| 法人名            |                    |                         |                    |           |                         |             |   |
| 主たる事務所等の所在地    |                    |                         |                    |           |                         |             |   |
| 事業年度           | 年 月 日 から           | 申告期限の                   | 事業税                | 月         | 資本金の額又は出資金の額            |             |   |
|                | 年 月 日 まで           | 延長月数                    | 県民税                | 月         | 資本金の額又は出資金の額<br>(解散時点)  |             |   |
| 連結区分           |                    | 災害延長の<br>申告期限           | 年 月 日 まで           |           | 資本金の額および資本準備金<br>の額の合算額 |             |   |
| 事業年度区分         |                    | 法人区分                    | 法第72条の             | 適用        | 資本金等の額                  |             |   |
| 税務官署の<br>処理年月日 | 年 月 日              | 税務官署の<br>処理区分           |                    |           | 税務署                     |             |   |
| 法人税申告<br>年月日   | 年 月 日              | 税務官署の<br>申告区分           |                    |           | 減額更正<br>の理由             |             |   |
| 申告処理<br>年月日    | 年 月 日              | 申告処理区分                  |                    |           |                         |             |   |
| 課税標準額の総額       |                    |                         |                    |           |                         |             |   |
| 法人事業税          | 七十二条の二<br>第一項第一号   | 所得割                     | 年 万円以下の金額          | 円         | 重加算金                    | 対象所得        | 円 |
|                |                    |                         | 年 万円を超え<br>万円以下の金額 | 円         |                         | 対象付加価値額     | 円 |
|                |                    |                         | 年 万円を超える金額         | 円         |                         | 対象資本金等の額    | 円 |
|                |                    | 加算金                     | 計                  | 円         |                         | 対象収入金額      | 円 |
|                |                    |                         | 軽減税率不適用法人の金額       | 円         |                         | 対象所得        | 円 |
|                |                    |                         |                    |           |                         | 対象付加価値額     | 円 |
|                | 同法第二号              | 収入割                     |                    | 円         |                         | 対象資本金等の額    | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 対象収入金額      | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 過少申告加算税額    | 円 |
|                | 同法第三号              | 所得割                     |                    | 円         |                         | 無申告加算税額     | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 重加算税額       | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 重加算税対象所得金額  | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 特定寄附金の合計額   | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         |                         | 欠損事業年度の所得金額 | 円 |
|                |                    |                         |                    | 円         | 仮装経理                    | 対象所得金額      | 円 |
|                |                    |                         | 円                  | 対象付加価値額   |                         | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  | 対象資本金等の金額 |                         | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  | 対象収入金額    |                         | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  | 対象法人税額    |                         | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  | 租税条約      | 対象所得金額                  | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  |           | 対象付加価値額                 | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  |           | 対象資本金等の金額               | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  |           | 対象収入金額                  | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  |           | 対象法人税額                  | 円           |   |
|                |                    |                         | 円                  |           | 差引所得に対する法人税額            | 円           |   |
| 分割基準           | 法人事業税              | 種類                      |                    | 内 訳       |                         | 総 数         |   |
|                |                    | 従業者数・固定資産               |                    | 人、千円      |                         | 人、千円        |   |
|                |                    | 事業所数・固定資産（発電用）・電力       |                    | 所、千円、千KW  |                         | 所、千円、千KW    |   |
|                |                    | 軌道                      |                    | Km        |                         | Km          |   |
|                |                    | 法人都道府県民税                |                    | 人         |                         | 人           |   |
|                |                    | 関係都道府県の事務所等所在地          |                    | 分割都道府県数   |                         |             |   |
|                | 外国の法人税額<br>等の額の控除額 | 法人税割額から控除す<br>べき外国税額の総額 | 道府県民税分             | 円         | 補正後の従<br>業者の総額          | 道府県民税分      | 人 |
|                |                    |                         | 市町村民税分             | 円         |                         | 市町村民税分      | 人 |
| (備考)           |                    |                         |                    |           |                         |             |   |

※ 「補正後の従業者の総数」欄は、従業者数の補正がない場合は0と印字しています。  
※ 空欄の箇所はシステム対応していません。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第九条第二項に規定する指示等の様式を定める規則をここに公布します。

令和三年七月三十日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二百二十五号

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第九条第二項に規定する指示等の様式を定める規則

(条例第九条第二項に規定する指示の様式)

第一条 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例(令和三年三重県条例第二十四号。以下「条例」という。)第九条第二項に規定する指示は、様式第一号の指示書により行うものとする。

(条例第九条第三項に規定する報告又は資料の提出の様式)

第二条 条例第九条第三項に規定する報告又は資料の提出は、様式第二号の報告・資料提出要求書により求めるものとする。

(条例第九条第五項に規定する身分を示す証明書の様式)

第三条 条例第九条第五項に規定する証明書の様式は、様式第三号のとおりとする。

(条例第九条第七項に規定する通知の様式)

第四条 条例第九条第七項に規定する通知は、様式第四号の指示通知書により行うものとする。

(中古自動車輸出業者等に関する準用規定)

第五条 第一条から前条までの規定は、中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について準用する。この場合において、第一条中「条例第九条第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する第九条第二項」と、第二条中「条例第九条第三項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九条第三項」と、第三条中「条例第九条第五項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九条第五項」と、前条中「条例第九条第七項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九条第七項」と読み替えるものとする。


附 則

この規則は、条例の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。

様式第1号（第1条、第5条関係）

|  |   |   |
|--|---|---|
| 三重県指令第   |   | 号 |
| <h1>指 示 書</h1>   |   |   |
| 氏名（名称及び代表者の氏名）   |   |   |
| 事業所の所在地  |   |   |
| 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第2項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり、指示する。 |   |   |
| 記  |   |   |
| 指示事項   |   |   |
| 理由   |   |   |
| 年  | 月 | 日 |
| 様  |   |   |
| 三重県知事  |   | 印 |

様式第 2 号（第 2 条、第 5 条関係）

|   |             |
|---|-------------|
| 三重県指令第  | 号           |
| <b>報告・資料提出要求書</b>   |             |
| 年 月 日   |             |
| 様   |             |
| 三重県知事   |             |
|    |             |
| <p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第 9 条第 3 項（同条例第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり、報告又は資料の提出を求めます。</p>  |             |
| 記   |             |
| 報告又は資料の提出を求める理由   |             |
| 報告又は資料の内容   |             |
| <b>【報告又は資料の提出方法】</b>  |             |
| <input type="checkbox"/> 報告に係る書面又は資料の提出   |             |
| 報告又は資料の提出期限   | 年 月 日まで     |
| 報告に係る書面又は資料の提出先   |             |
| <input type="checkbox"/> 口頭による報告  |             |
| 聴取の日時   | 年 月 日 時 分から |
| 聴取場所  |             |
| 報告又は資料の提出に際しての注意事項  |             |
| <p>1 期限までに報告若しくは資料の提出をせず（口頭による報告の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭せず）、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第 20 条の規定に基づき罰せられる場合があります。</p> <p>2 口頭による報告の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県知事に対し、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。</p> |             |

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

様式第 3 号 (第 3 条、第 5 条関係)

(表面)

|  |           |         |
|--|-----------|---------|
|  | 第 号       |         |
| 写 真  | 身 分 証 明 書 |         |
|  | 所 属       |         |
|  | 職 氏 名     |         |
|  | 生 年 月 日   |         |
| 上記の者は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第 9 条<br>第 4 項 (同条例第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。) の規定に<br>による立入調査を行うものであることを証明します。 |           |         |
|  | 年 月 日     |         |
|  |           | 三重県知事 印 |

54 mm

86mm

(裏面)

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例 (抜粋)

第 9 条 略

2 知事は、特定自動車解体業者又はその代理人、使用人その他の従業者が第 7 条第 1 項の規定に違反し、及び地域の良好な生活環境の確保上支障が生じるおそれがあると認めるときは、その権限に属する事務に関し、当該特定自動車解体業者に対し、その是正のため必要な措置を講ずるべきことを指示することができる。

3 略

4 知事は、第 2 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定自動車解体業が行われている場所に立ち入らせ、当該特定自動車解体業のため引き取ったと認められる自動車、書類その他の物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6・7 略

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

1～4 略

5 第 9 条第 4 項 (第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。) 若しくは第 14 条第 2 項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

6 略

様式第4号（第4条、第5条関係）

第 年 月 日 号

三重県公安委員会 様

三重県知事

### 指 示 通 知 書

下記の者に対して盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第2項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、指示を行ったので、同条例第9条第7項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり通知する。

記

|                    |   |
|--------------------|---|
| 届 出 番 号            |   |
| 業 の 種 別            | <input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業 |
| 氏 名<br>(名称及び代表者氏名) |   |
| 住 所                |   |
| 事業所所在地             |   |
| 指 示 内 容            |   |
| 指 示 の 理 由          |   |



**公安委規則**

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則をここに公布します。

令和三年七月三十日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

**三重県公安委員会規則第十号**

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（令和三年三重県条例第二十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(自動車及び自動車部品)

第二条 条例第二条第一項の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 1 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）
- 1 被けん引自動車
- 2 条例第二条第二項の公安委員会規則で定める部品は、次に掲げるものとする。
  - 1 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第一号に規定する原動機
  - 1 道路運送車両法第四十一条第一項第一号に規定する動力伝達装置のうち、クラッチ、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデフアレンシヤル
  - 2 道路運送車両法第四十一条第一項第二号に規定する走行装置のうち、フロント・アクスル、懸架装置又はリア・アクスル・シャフト

(届出の方法)

第三条 条例第三条第一項前段の規定による届出は、特定自動車解体業を開始しようとする日の前日（当該前日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する休日に該当するときは、当該前日の前の最後の休日でない日）までに、公安委員会に、主たる事業所の所在地を管轄する警察署長を經由して、様式第一号の事業届出書を提出して行うものとする。

2 公安委員会は、前項（第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の事業届出書の提出があったときは、前項の届出をした者に対し、届出番号を記載した様式第二号の届出証明書を交付するものとする。

3 前項の届出証明書の交付を受けた者は、当該届出証明書を亡失し、又は滅失したときは、速やかに様式第三号の届出証明書再交付申請書を主たる事業所の所在地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出し、届出証明書の再交付を受けるものとする。

4 第一項の規定は、条例第三条第一項後段の規定による変更の届出について準用する。この場合において、「特定自動車解体業を開始しようとする日の前日（当該前日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第二号）第一条第一項に規定する休日に該当するときは、当該前日の前の最後の休日でない日）までに」とあるのは、「当該変更があった日から十四日（当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、二十日）以内に」と読み替えるものとする。

5 条例第三条第一項第三号の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 1 条例第三条第一項前段の規定による届出 特定自動車解体業の開始年月日及び事業所の使用についての権原
- 1 条例第三条第一項後段の規定による届出 変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

6 第一項の事業届出書には、次の各号に掲げる届出の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類を添付するものとする。

- 1 事業開始届出の場合 次に掲げる書類
  - イ 特定自動車解体業を営もうとする者が個人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この号において同じ。）
  - ロ 特定自動車解体業を営もうとする者が法人であるときは、登記事項証明書及び代表者に係る住民票の写

し

ハ 事業所の使用について権原を有することを疎明する書類

一 事業変更届出の場合 次に掲げる書類

イ 第二項の規定により交付された届出証明書

ロ 前号に掲げる書類のうち、前項第二号に定める事項に係るもの

7 条例第三条第二項の規定による通知は、様式第四号の届出通知書を交付して行うものとする。

(標識の記載事項等)

第四条 条例第四条に規定する標識の様式は、様式第五号のとおりとする。

2 条例第四条の公安委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 届出番号

一 特定自動車解体業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

二 事業所における事業の概要

(従業者名簿の記録事項等)

第五条 条例第五条第一項に規定する名簿の様式は、様式第六号のとおりとする。

2 条例第五条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示させることができるときは、当該記録をもつて同条に規定する当該事項が記録された名簿に代えることができる。

3 条例第五条第一項の公安委員会規則で定める事項は、従業者の氏名、生年月日、住所、国籍、採用年月日及び従事する業務の内容とする。

4 条例第五条第二項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 出入国管理及び難民認定法(昭和三十六年政令第三百十九号。以下この項において「入管法」という。)第二条の二第一項に規定する在留資格及び同条第三項に規定する在留期間 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 旅券(入管法第二条第五号に規定するものをいう。)

ロ 在留カード(入管法第十九条の三に規定するものをいう。次条第一号において同じ。)

ハ 在留資格証明書(入管法第二十条第四項第三号に規定するものをいう。)

一 入管法第十九条第二項に規定する資格外活動許可の有無 次に掲げる書類のいずれかにより行う。

イ 前号イに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和三十六年法務省令第五十四号)第十九条第四項の証印がされているものに限る。)

ロ 前号ロに掲げる書類

ハ 資格外活動許可書(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条第四項に規定するものをいう。)

ニ 就労資格証明書(出入国管理及び難民認定法施行規則第十九条の四第一項に規定するものをいう。)

二 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者 特別永住者証明書(同法第七条第一項に規定するものをいう。)

(相手方等の確認方法)

第六条 条例第六条第一項各号に掲げる事項は、次の各号に掲げる事項の区分に従い、それぞれ当該各号に定める書類により、確認するものとする。

一 相手方の氏名、住所及び生年月日 運転免許証、在留カードその他の相手方の氏名、住所及び生年月日を証する書類

一 自動車の所有者及び車台番号 道路運送車両法第六十条第一項に規定する自動車検査証、同法第六十九条第四項に規定する自動車検査証返納証明書、道路運送車両法施行規則(昭和三十六年運輸省令第七十四号)第二条の三第二号に規定する登録識別情報等通知書その他の当該自動車の所有者及び車台番号を証する書類

二 相手方が自動車を引き渡す権原を有すること 委任状、道路運送車両法第三十三条第一項に規定する譲渡証明書その他の相手方が当該自動車を引き渡す権原を有することを証する書類

(引取記録の作成方法等)

第七条 条例第六条第二項に規定する引取記録の様式は、様式第七号のとおりとする。

2 条例第六条第二項の規定による引取記録の保存は、主たる事業所に備え付ける方法により行うものとする。

3 第五条第二項の規定は、条例第六条第二項の規定による引取記録の作成及び保存について準用する。

## (保管命令の方法)

第八条 条例第八条の規定による命令は、様式第八号の保管命令書により行うものとする。

## (指示及び停止命令の方法)

第九条 条例第九条第一項の規定による指示は、様式第九号の指示書により行うものとする。

2 条例第九条第七項の規定による通知は、様式第十号の指示通知書により行うものとする。

3 条例第十条の規定による命令は、様式第十一号の営業停止命令書により行うものとする。

## (公表の方法等)

第十条 条例第十二条第一項の規定による勧告は、様式第十二号の勧告書を交付して行うものとする。

2 条例第十二条第二項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

## (中古自動車輸出業者等に関する準用規定)

第十一条 第三条第一項、第五項第一号及び第六項第一号の規定は中古自動車輸出業を営もうとする者について、第三条第二項から第四項まで、第五項第二号、第六項第二号及び第七項並びに第四条から第八条までの規定は中古自動車輸出業者について、第九条の規定は中古自動車輸出業者又はその代理人、使用人その他の従業者について、前条の規定は中古自動車輸出業者に土地又は建物を貸し付けた者について準用する。この場合において、第三条第一項及び第五項第一号中「条例第三条第一項前段」とあるのは「条例第十三条第一項前段」と、同条第四項及び第五項第二号中「条例第三条第一項後段」とあるのは「条例第十三条第一項後段」と、同条第五項中「条例第三条第一項第三号」とあるのは「条例第十三条第一項第三号」と、同条第七項中「条例第三条第二項」とあるのは「条例第十三条第二項」と、第四条中「条例第四条」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第四条」と、第五条第一項及び第三項中「条例第五条第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第五条第一項」と、同条第二項中「条例第五条」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第五条」と、同条第四項中「条例第五条第二項各号」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第五条第二項各号」と、第六条中「条例第六条第一項各号」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第六条第一項各号」と、第七条中「条例第六条第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第六条第二項」と、第八条中「条例第八条」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第八条」と、第九条第一項中「条例第九条第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九条第一項」と、同条第二項中「条例第九条第七項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第九条第七項」と、同条第三項中「条例第十条」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十条」と、第十条第一項中「条例第十二条第一項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二条第一項」と、同条第二項中「条例第十二条第二項」とあるのは「条例第十三条第三項において準用する条例第十二条第二項」と読み替えるものとする。

## (報告又は資料の提出の方法)

第十二条 条例第十四条第一項に規定する報告又は資料の提出は、様式第十三号の報告・資料提出要求書により求めるものとする。

## (身分を示す証明書)

第十三条 条例第十四条第三項に規定する証明書の様式は、様式第十四号のとおりとする。

## 附 則

この規則は、条例の施行の日(令和三年十月一日)から施行する。ただし、第三条第一項から第六項まで(これらの規定を第十一条において準用する場合を含む。)の規定は、令和三年八月一日から施行する。





様式第2号（第3条、第11条関係）

|  |  |
|--|--|
| 第 号  |  |
| <b>届出証明書</b>   |  |
| 下記の者については、 年 月 日付けで盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第3条第1項又は第13条第1項の届出をしたことを証明する。 |  |
| 開始届出書を提出した日  | 年 月 日  |
| 業 種 別  | <input type="checkbox"/> 特定自動車解体業<br><input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業 |
| 氏名又は名称<br>(法人にあつては代表者の氏名)  |  |
| 事業所の所在地  |  |
| 年 月 日  |  |
| 三重県公安委員会 印   |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 3 号（第 3 条、第 11 条関係）

|   |  |   |  |             |  |
|---|--|---|--|-------------|--|
| ※受理<br>年月日  |  | ※届出<br>番号   |  | ※再交付<br>年月日 |  |
| <p><b>届出証明書再交付申請書</b></p> <p>盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例施行規則第 3 条第 3 項（同規則第 11 条において準用する場合を含む。）の規定により、届出証明書の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>三重県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者の氏名及び住所</p> |  |   |  |             |  |
| フリガナ<br>氏 名   |  |   |  |             |  |
| フリガナ<br>名称及び代表者の氏名  |  |   |  |             |  |
| フリガナ<br>事業所の所在地   |  |   |  |             |  |
| 業 の 種 別   |  | <input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業 |  |             |  |
| 届 出 番 号   |  |   |  |             |  |
| 再交付を申請する理由  |  |   |  |             |  |

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 ※欄には、記載しないこと。

3 「再交付を申請する理由」には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

様式第4号（第3条、第11条関係）

第 年 月 日 号

三重県知事 殿

三重県公安委員会

届出通知書

下記の者が盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第3条第1項又は第13条第1項により、届出（開始・変更）を行ったので、同条例第3条第2項又は第13条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 届出番号     |   |   |
| 業の種別     |   | <input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業 |
| 個人       | 氏名<br>フリガナ  |   |
|          | 住所<br>フリガナ  |   |
| 法人       | 法人名<br>フリガナ   |   |
|          | 代表者の氏名<br>フリガナ  |   |
|          | 主たる事業所の所在地<br>フリガナ  | 三重県   |
| 開始・変更年月日 |   | 年 月 日   |
| 事業所      | 名称(フリガナ)  | <input type="checkbox"/> 主たる事業所                                     |
|          | 所在地(フリガナ)   |   |
|          | <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 部品の取り外し場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外す自動車の保管場所<br><input type="checkbox"/> 部品の保管場所 <input type="checkbox"/> 部品を取り外した自動車の保管場所<br><input type="checkbox"/> 輸出する自動車の保管場所 |   |
|          | 事業所の使用権原 <input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> その他 ( )   |   |





様式第5号（第4条、第11条関係）

## 1 特定自動車解体業の場合

| 特定自動車解体業<br>(盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例) |  |
|--------------------------------------|--|
| 届出番号                                 |  |
| 氏名<br>名称(代表者名)                       |  |
| 事業の概要                                |  |

## 2 中古自動車輸出業の場合

| 中古自動車輸出業<br>(盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例) |  |
|--------------------------------------|--|
| 届出番号                                 |  |
| 氏名<br>名称(代表者名)                       |  |
| 事業の概要                                |  |

備考1 大きさは、縦及び横それぞれ20センチメートル以上とする。

2 材質は、金属、プラスチック又はこれらと同程度以上の耐久性を有するものとする。

3 色は、白地に黒文字とする。





様式第 8 号（第 8 条、第 11 条関係）

|  |   |   |     |           |
|--|---|---|-----|-----------|
| <h2 style="margin: 0;">保管命令書</h2>  |   |   |     | 第 _____ 号 |
| 氏名又は名称   |   |   |     |           |
| 事業所の所在地  |   |   |     |           |
| 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第 8 条（同条例第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり保管を命じます。 |   |   |     |           |
| 記  |   |   |     |           |
| 保管すべき物品  |   |   |     |           |
| 保管すべき期間  | 年 | 月 | 日から | 日間        |
|  | 年 | 月 | 日まで |           |
| 年      月      日  |   |   |     |           |
| 殿  |   |   |     |           |
| 三重県警察本部長（又は警察署長）   |   |   |     |           |

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
  - 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第 9 号（第 9 条、第 11 条関係）

第 号

## 指示書

氏名（名称及び代表者の氏名）

事業所の所在地

盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第 9 条第 1 項（同条例第 13 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指示します。

## 記

指示事項

理由

年 月 日

殿

三重県公安委員会 印

- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10号（第9条、第11条関係）

第 号  
年 月 日

三重県知事 殿

三重県公安委員会

### 指示通知書

下記の者に対して盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第9条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、指示を行ったので、同条例第9条第7項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり通知します。

|                   |   |
|-------------------|---|
| 届出番号              |   |
| 業の種別              | <input type="checkbox"/> 特定自動車解体業 <input type="checkbox"/> 中古自動車輸出業 |
| 氏名<br>(名称及び代表者氏名) |   |
| 住所                |   |
| 事業所の所在地           |   |
| 指示内容              |   |
| 指示の理由             |   |

様式第11号（第9条、第11条関係）

|   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
|---|--|-----|----|-----|--|---|---|-----|----|
| 第   | 号  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| <b>営業停止命令書</b>  |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 氏名（名称及び代表者の氏名）  |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 事業所の所在地   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第10条（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり業の停止を命ずる。   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 記   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 停止の範囲   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 停止の期間   | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日から</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日まで</td> <td style="text-align: right;">日間</td> </tr> </table> | 年   | 月  | 日から |  | 年 | 月 | 日まで | 日間 |
| 年   | 月  | 日から |    |     |  |   |   |     |    |
| 年   | 月  | 日まで | 日間 |     |  |   |   |     |    |
| 理 由   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> </table> |  | 年   | 月  | 日   |  |   |   |     |    |
| 年   | 月  | 日   |    |     |  |   |   |     |    |
| 殿   |  |     |    |     |  |   |   |     |    |
| 三重県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 5px;">印</span>  |  |     |    |     |  |   |   |     |    |

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。



様式第12号（第10条、第11条関係）

|   |    |  |
|---|----|--|
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">勸告書</p>  |    | <p style="font-size: 18px; margin: 0;">第            号</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">年        月        日</p> |
| <p style="font-size: 24px; margin: 0;">殿</p>  |    |  |
| <p style="font-size: 18px; margin: 0;">三重県公安委員会 印</p>   |    |  |
| 勸告を   | 住所 |  |
| 受ける者  | 氏名 |  |
| <p style="text-align: center;">上記の者に対し、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第12条第1項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり勸告します。</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">記</p> |    |  |
| 勸告の内容   |    |  |
| 勸告の原因となる事実  |    |  |
| <p style="text-align: center;">この勸告を受けた者が当該勸告に従わなかったときは、盗難自動車の解体又は輸出の防止等に関する条例第12条第2項（同条例第13条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、その旨及びこの勸告の内容を公表することがあります。</p>                           |    |  |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第13号（第12条関係）

|   |             |
|---|-------------|
| 第   | 号           |
| 報告・資料提出要求書  |             |
| 年 月 日   |             |
| 殿   |             |
| 三重県公安委員会 印  |             |
| 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条第1項の規定により、下記のとおり報告又は資料の提出を求めます。 |             |
| 記   |             |
| 報告又は資料の提出を<br>求める理由                                       |             |
| 報告又は資料の内容   |             |
| 【報告又は資料の提出方法】   |             |
| <input type="checkbox"/> 報告に係る書面又は資料の提出                   |             |
| 報告又は資料の提出期限   | 年 月 日まで     |
| 報告に係る書面<br>又は資料の提出先                                       |             |
| <input type="checkbox"/> 口頭による報告                          |             |
| 報告の日時   | 年 月 日 時 分から |
| 報告の場所   |             |
| 報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりで。                              |             |

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 □印の箇所は、該当する箇所にレ印を付すこと。
- 3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

## 報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 報告又は資料の提出方法について、「 報告に係る書面又は資料の提出」欄にレ点が付してある場合は、別に定める「報告・資料提出書」を作成の上、期限までに提出してください。  
「報告・資料提出書」には、「報告・資料提出要求書」の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は資料の内容を記載して提出してください。
- 2 「 口頭による報告」欄にレ点が付してある場合は、口頭による報告の聴取を行うものとし、この場合には、原則として「報告・資料提出書」の提出は必要ありません。ただし、口頭による報告の際に資料の提出を希望する場合は、「報告・資料提出書」に提出資料の内容を記載の上、報告の当日、資料とともに提出してください。
- 3 「 報告に係る書面又は資料の提出」欄及び「 口頭による報告」欄の双方にレ点が付してある場合は、「報告・資料提出書」を作成の上、報告の当日、資料とともに提出してください。
- 4 三重県公安委員会は、提出の期限までに「報告・資料提出書」の提出がないとき（口頭による報告の聴取の場合は、出頭すべき日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 口頭による報告の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、三重県公安委員会に対し、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。  
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第14号（第13条関係）

(表)

|   |           |   |   |          |
|---|-----------|---|---|----------|
| 写 真   | 身 分 証 明 書 | 第 | 号 | 54<br>mm |
|   | 官職<br>氏名  |   |   |          |
| 上記の者は、盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例第14条<br>第2項の規定による立入調査に従事する警察職員であることを証明する。 |           |   |   |          |
| 年      月      日   |           |   |   |          |
| 三重県公安委員会  |           |   |   |          |

86mm

(裏)

|   |
|---|
| 盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例（抜粋）  |
| 第14条 略  |
| 2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、特定自動車<br>解体業又は中古自動車輸出業が行われている場所に立ち入り、当該<br>特定自動車解体業若しくは中古自動車輸出業のため引き取ったと認<br>められる自動車、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問す<br>ることができる。 |
| 3 前項の規定により立入調査を行う警察職員は、その身分を示す証<br>明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。  |
| 4 略   |

|     |
|-----|
| 告 示 |
|-----|

### 三重県告示第 510 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 3 年 7 月 30 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール津南

津市高茶屋小森町 145 番地ほか 187 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称             | 住所                               | 代表者の氏名 |
|--------------------|----------------------------------|--------|
| イオンリテール株式会社        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1            | 井出 武美  |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス      | 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号           | 村上 和義  |
| オカダコーポレーション株式会社    | 松阪市京町 508-1 101 ビル 2 階           | 岡田 卓也  |
| 株式会社キャメル珈琲         | 東京都世田谷区代田 2-31-8                 | 尾田 信夫  |
| 株式会社アダストリア         | 東京都渋谷区渋谷二丁目 21 番 1 号 渋谷ヒカリエ 27 階 | 福田 三千男 |
| 株式会社プロジェクトファイブ     | 愛知県岡崎市東明大寺町 15 番地 7              | 太田 貞利  |
| 株式会社FRUNQAVAN      | 伊勢市中須町 1331 番地 6                 | 中西 貞生  |
| 株式会社三城             | 東京都港区海岸 1 丁目 2 番 3 号             | 澤田 将広  |
| 株式会社ストライブインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号               | 石川 康晴  |
| 株式会社アスブルンド         | 東京都港区三田 3 丁目 13 番 16 号           | 西川 信一  |
| 株式会社イノベーションリンク     | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1           | 大峯 伊索  |
| 株式会社ハピネス・アンド・ディ    | 東京都中央区銀座一丁目 16 番 1 号             | 田 泰夫   |
| パレモ・ホールディングス株式会社   | 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地                | 吉田 馨   |
| 化粧品のみじや株式会社        | 鈴鹿市東玉垣町 2585 番地の 1               | 岩井 勝己  |
| 株式会社大創産業           | 広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号         | 矢野 靖二  |
| イオンバイク株式会社         | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 4 番地              | 熊倉 淳   |
| 有限会社ビズ・カンパニー       | 宮城県多賀城市桜木 3 丁目 4 番 1             | 陳 必正   |
| 株式会社東京デリカ          | 東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番 14 号         | 木山 剛史  |
| 株式会社ツツミ            | 埼玉県蕨市中央 4-24-26                  | 互 智司   |
| 株式会社エービーシー・マート     | 東京都渋谷区神南一丁目 11 番 5 号             | 野口 実   |
| 株式会社キャン            | 岡山県岡山市北区幸町 2 番 8 号               | 立花 隆央  |
| 株式会社良品計画           | 東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 3 号            | 松崎 暁   |
| 株式会社カレット           | 岐阜県関市肥田瀬 1535-1                  | 櫻井 直彦  |

|                                  |  |             |
|----------------------------------|--|-------------|
| 株式会社オールハーツ・カンパニー                 | 愛知県名古屋市中区栄二丁目 4 番 18 号 岡谷鋼機ビルディング 1 階  | 田島 慎也       |
| 株式会社DAGAYA                       | 愛知県名古屋市中区熱田区川並町 4-7                    | 早瀬 行正       |
| 株式会社おとうふ工房いしかわ                   | 愛知県高浜市豊田町一丁目 204 番地 21                 | 石川 伸        |
| 有限会社小原木本舗大徳屋長久                   | 鈴鹿市白子一丁目 6 番 26 号                      | 竹口 久嗣       |
| 株式会社青木商店                         | 福島県郡山市八山田五丁目 405 番地                    | 青木 大輔       |
| 株式会社三国屋                          | 福井県坂井市春江町江留中第 39 号 13 番地               | 上村 辰美       |
| 鬼頭建材有限会社                         | 松阪市立田町 824                             | 鬼頭 八州男      |
| 株式会社エクステンド                       | 京都府京都市中京区岩上町 741 番地 リライブ堀川 2 階         | 堀 博文        |
| 株式会社柿安本店                         | 桑名市吉之丸 8 番地                            | 赤塚 保正       |
| 株式会社プライムウィル                      | 兵庫県芦屋市岩園町 1-7 ロイヤルパーク芦屋 3 F            | 加藤 道信       |
| 株式会社アルペン                         | 愛知県名古屋市中区丸の内二丁目 9 番 40 号               | 水野 敦之       |
| エイチ・アンド・エムヘネス・アンド・マウリッツ・ジャパン株式会社 | 東京都渋谷区宇田川町 33-6 渋谷フラッグ 6 階             | ルーカス セイファート |
| 株式会社サーズ                          | 北海道札幌市北区北 9 条西 3 丁目 10-1 小田ビル 5 階      | 笹川 克巳       |
| 株式会社三鈴                           | 東京都品川区西五反田 7-22-17 TOCビル               | 池内 清和       |
| 株式会社HAP i N S                    | 東京都品川区西五反田 7-22-17                     | 柘植 圭介       |
| 株式会社ZENホールディングス                  | 津市中河原 2057                             | 中嶋 健        |
| オキツモ流通株式会社                       | 名張市箕曲中村 18 番地の 2                       | 山中 重治       |
| 株式会社川スミ                          | 桑名市大字大仲新町字新井水 67 番地 3                  | 川澄 幸司       |
| 株式会社イング                          | 兵庫県神戸市中央区港島南町 4-6-2                    | 向井 孝司       |
| 株式会社パロックジャパンリミテッド                | 東京都目黒区青葉台四丁目 7 番 7 号                   | 村井 博之       |
| 株式会社ムカイ                          | 静岡県静岡市駿河区中野新田 125 番地の 1                | 向井 正太郎      |
| 株式会社LOGIC                        | 伊勢市村松町 3099-1                          | 森田 淳一       |
| 株式会社ライフ・ビート                      | 広島県広島市西区三滝町 22-15                      | 窪 英明        |
| 株式会社オンワード檜山                      | 東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号 オンワードパークビルディング | 大澤 道雄       |
| 株式会社ジンス                          | 群馬県前橋市川原町二丁目 26 番地 4                   | 田中 仁        |
| 株式会社シーズ・プランニング                   | 東京都中野区弥生町 1 丁目 9 番 8 号                 | 広瀬 智英       |
| 株式会社やまと                          | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5 丁目 27 番 3 号               | 田村 裕二       |
| 株式会社未来屋書店                        | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地                    | 松田 裕史       |
| イオンペット株式会社                       | 千葉県市川市南八幡 4-17-8 コスモス本八幡 1F            | 辻 晴芳        |
| 株式会社アミナコレクション                    | 神奈川県横浜市中区山下町 123 横浜クリードビル 7F           | 進藤 さわと      |
| 株式会社エービーストア                      | 大阪府大阪市中央区南本町二丁目 4 番 6 号                | 孫 周基        |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア                | 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号              | 塚本 厚志       |
| 株式会社CHELSEA New York             | 石川県野々市市御経塚 3-488                       | 北方 康弘       |
| 株式会社レナウン                         | 東京都江東区有明三丁目 6 番 11 号 T F T ビル東館 6F     | 北畑 稔        |
| 株式会社キング                          | 京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1                | 長島 希吉       |
| エステールホールディングス株式会社                | 東京都港区虎ノ門四丁目 3 番 13 号                   | 丸山 雅史       |
| ソックコウベ株式会社                       | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6 丁目 9 番地                | 日ノ本 欽也      |
| 株式会社ナカザワ                         | 滋賀県湖南市中央二丁目 92 番地                      | 中澤 道盛       |
| 株式会社ガトーロマンティーク                   | 津市上浜町 1 丁目 275 番地                      | 町田 藍        |

|                         |   |        |
|-------------------------|---|--------|
| 株式会社ティップトップ             | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1 丁目 10 番 7 号                                | 手塚 正道  |
| 株式会社ハニーズホールディングス        | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27 番地の 1                               | 江尻 義久  |
| 株式会社ベルーナ                | 埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号                                       | 安野 清   |
| 株式会社ジーフット               | 東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号                                    | 堀江 泰文  |
| 株式会社田中ふとん店              | 愛知県一宮市本町 3 丁目 9 番 14 号                                  | 田中 公雄  |
| 株式会社エディオン               | 大阪府大阪市北区中之島 2 丁目 3 番 33 号                               | 久保 允誉  |
| パセリエンタープライズ株式会社         | 滋賀県長浜市勝町 803 番地   | 松本 規義  |
| 株式会社レプレゼント              | 東京都渋谷区神宮前 6-17-11 JPR原宿ビル 9F                            | 堀口 康弘  |
| 株式会社ワンズテラス              | 東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号 晴海アイランド トリトンスクエアオフィスタワー X 棟 25 階 | 西川 信一  |
| 株式会社ドリームファクトリー          | 大阪府大阪市北区梅田 1-12-17 梅田スクエアビル 16F                         | 井上 馨   |
| 株式会社ショービ                | 静岡県浜松市東区植松町 1475-18                                     | 二村 眞行  |
| 株式会社パルグループホールディングス      | 大阪府大阪市中央区道修町 3 丁目 6 番 1 号 京阪神御堂筋ビル 10 階                 | 井上 隆太  |
| 株式会社ログス                 | 滋賀県湖南市中央一丁目 2 番地  | 星 清美   |
| 株式会社スタイルフォース            | 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目 8 番 1                                  | 長元 明   |
| 株式会社タカキュー               | 東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号                                   | 大森 尚昭  |
| 株式会社おく田                 | 岐阜県岐阜市神田町 6 丁目 18 番地                                    | 奥田 隆   |
| 株式会社音光                  | 広島県広島市西区横川新町 13 番 24 号                                  | 内藤 雅義  |
| 株式会社アートネイチャー            | 東京都渋谷区代々木 3-40-7  | 五十嵐 祥剛 |
| 有限会社原眞堂                 | 四日市市中部 15 番 12 号  | 保位 真吾  |
| 株式会社ムラサキスポーツ            | 東京都台東区上野 7 丁目 14 番 5 号                                  | 金山 元一  |
| 株式会社シーズメン               | 東京都中央区日本橋久松町 9 番 9 号                                    | 青木 雅夫  |
| 株式会社ジン                  | 四日市市新正 1-12-4   | 山本 篤   |
| 株式会社ゾフ                  | 東京都港区北青山 3-6-1 オーク表参道 6 階                               | 上野 照博  |
| 株式会社伊藤陶器                | 鈴鹿市飯野寺家町 311-1  | 伊藤 隆   |
| 株式会社ベベ                  | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 2                                | 小東 政章  |
| 株式会社コージコーポレーション         | 大阪府大阪市中央区南船場 1 丁目 16 番 10 号                             | 高林 更次  |
| 株式会社ライトオン               | 茨城県つくば市吾妻一丁目 11 番 1                                     | 川崎 純平  |
| マザウェイブ・ジャパン株式会社         | 東京都江東区新大橋 1-3-11  | 根来 豊   |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション | 愛知県名古屋市中東区上社 1 丁目 901 番地                                | 白川 篤典  |
| 株式会社ナルミヤ・インターナショナル      | 東京都港区芝公園 2-4-1  | 石井 稔晃  |
| 株式会社マイスタイリスト            | 鈴鹿市庄野共進 1 丁目 3-1  | 森田 洋輔  |
| 株式会社ツインマーボ              | 大阪府大阪市平野区平野馬場二丁目 1 番 6 号                                | 大藪 幸子  |
| フランス総合医療株式会社            | 東京都千代田区平河町 1 丁目 8 番 8 号                                 | 杉木 和彦  |

(変更後)

| 小売業者の氏名又は名称     | 住所                       | 代表者氏名  |
|-----------------|--------------------------|--------|
| 株式会社イオンリテール     | 千葉県美浜区中瀬一丁目 5 番地 1       | 井出 武美  |
| 株式会社ヴィ・ド・フランス   | 東京都千代田区岩本町 3 丁目 10 番 1 号 | 伊達 宏和  |
| オカダコーポレーション株式会社 | 松阪市京町 508-1              | 岡田 卓也  |
| 株式会社キャメル珈琲      | 東京都世田谷区代田 2-31-8         | 尾田 信夫  |
| 株式会社アダストリア      | 茨城県水戸市泉町 3 丁目 1 番 27 号   | 福田 三千男 |
| 株式会社プロジェクトファイブ  | 愛知県岡崎市東明大寺町 15 番地 7      | 太田 貞利  |
| 株式会社FRUNQAVAN   | 伊勢市中須町 1331 番地 6         | 中西 貞生  |

|                    |                                  |        |
|--------------------|----------------------------------|--------|
| 株式会社ストライブインターナショナル | 岡山県岡山市北区幸町 2-8                   | 立花 隆央  |
| 株式会社ライフスタイルイノベーション | 東京都中央区晴海 1 丁目 8 番 10 号           | 西川 信一  |
| 株式会社ハピネス・アンド・ディ    | 東京都中央区銀座 1 丁目 16-1               | 田 篤史   |
| 株式会社ASHLEY&BROS    | 愛知県名古屋市新栄 2 丁目 46 番 18 号         | 山田 崇史  |
| 株式会社三城             | 東京都港区海岸 1-2-3                    | 澤田 将広  |
| 化粧品のみじや株式会社        | 鈴鹿市東玉垣町 2585-1                   | 岩井 勝己  |
| 株式会社大創産業           | 広島県東広島市西条吉行東 1-4-14              | 矢野 靖二  |
| イオンバイク株式会社         | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-4 イオンタワー Annex 7 階 | 渡邊 浩昌  |
| 有限会社ビズ・カンパニー       | 宮城県多賀城市桜木 3 丁目 4 番 1 号           | 陳 必正   |
| 株式会社東京デリカ          | 東京都葛飾区新小岩 1 丁目 48 番地 14 号        | 木山 剛史  |
| 株式会社ツツミ            | 埼玉県蕨市中央 4-24-26                  | 互 智司   |
| 株式会社エービーシー・マート     | 東京都渋谷区道玄坂 1 丁目 12-1              | 野口 実   |
| 株式会社良品計画           | 東京都豊島区東池袋 4-26-3                 | 松崎 暁   |
| 株式会社オールハーツ・カンパニー   | 愛知県名古屋市中区栄 2-4-18                | 鈴木 基生  |
| 株式会社みのや            | 埼玉県さいたま市中央区下落合 1050-2            | 正木 宏和  |
| 株式会社おとうふ工房いしかわ     | 愛知県高浜市豊田町 1-204-21               | 石川 伸   |
| 有限会社小原木本舗 大徳屋長久    | 鈴鹿市白子 1 丁目 6-26                  | 竹口 久嗣  |
| 株式会社青木商店           | 福島県郡山市八山田 5-405                  | 青木 大輔  |
| 株式会社三国屋            | 福井県坂井市春江町江留中 39-13               | 上村 辰美  |
| 鬼頭建材有限会社           | 松阪市豊原町 563-8                     | 鬼頭 八洲男 |
| 株式会社エクステンド         | 京都府城陽市枇杷庄出羽 40 番地 21             | 堀 博文   |
| 株式会社共和フーズ          | 愛知県名古屋名東区猪高台 2 丁目 113 番地         | 櫻井 紀幸  |
| 株式会社プライムウィル        | 兵庫県芦屋市岩園町 1-7                    | 加藤 道信  |
| パレモ・ホールディングス株式会社   | 愛知県名古屋市中村区名駅 5-27-13             | 吉田 馨   |
| 株式会社HAP i NS       | 東京都品川区西五反田 7 丁目 22 番 17 号        | 柘植 圭介  |
| 株式会社ZENホールディングス    | 東京都千代田区五番町 10 番地五番町              | 松瀬 賢亮  |
| オキツモ流通株式会社         | 名張市箕曲中村 18 番地の 2                 | 山中 重治  |
| 株式会社川スミ            | 愛知県海部郡弥富市鯛浦町南前新田 215             | 川澄 幸司  |
| 株式会社イング            | 東京都足立区千住宮元町 14-1                 | 掛村 隆三  |
| 株式会社パロックジャパンリミテッド  | 東京都目黒区青葉台 4 丁目 7 番 7 号           | 向井 孝司  |
| 株式会社キャン            | 東京都中央区銀座 4-12-15                 | 村井 博之  |
| 株式会社ムカイ            | 静岡県静岡市駿河区中野新田 125-1              | 向井 正太郎 |
| 株式会社LOGIC          | 石川県金沢市新保本 3-21                   | 和田森 久志 |
| 株式会社ライフ・ビート        | 広島県広島市西区三篠町 3-52-2               | 窪 英明   |
| 株式会社ウィゴ            | 東京都渋谷区恵比寿南 1 丁目 16 番 3 号         | 園田 恭輔  |
| 株式会社オンワード樞山        | 東京都中央区日本橋 3 丁目 10 番 5 号          | 鈴木 恒則  |
| 株式会社ジズ             | 東京都千代田区富士見二丁目 10 番 2 号           | 田中 仁   |
| 株式会社シーズ・プランニング     | 東京都中野区弥生町 1-9-8                  | 広瀬 智英  |
| 株式会社やまと            | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-3                | 矢嶋 孝行  |
| 株式会社未来屋書店          | 千葉県千葉市美浜区中瀬 1-5-1                | 松田 裕史  |
| イオンペット株式会社         | 千葉県市川市南八幡 4-17-8                 | 米津 一郎  |
| 株式会社アミナコレクション      | 神奈川県横浜市中区山下町 123                 | 進藤 さわと |
| 株式会社エービーストア        | 京都府京都市伏見区深草西浦町 8 丁目 113          | 孫 周基   |
| 株式会社ココカラファインヘルスケア  | 神奈川県横浜市長北区新横浜 3-17-6             | 塚本 厚志  |
| 株式会社日本オプティカル       | 愛知県名古屋西区則武新町二丁目 22-7             | 高野 博道  |
| 株式会社CHELSEA New Yo | 石川県野々市市御経塚 3 丁目 488 番地           | 北方 康弘  |



|                                  |                            |             |
|----------------------------------|----------------------------|-------------|
| r k                              |                            |             |
| 株式会社キング                          | 京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1       | 長島 希吉       |
| エステールホールディングス株式会社                | 東京都港区虎ノ門 4-3-13            | 丸山 雅史       |
| ソックコウベ株式会社                       | 兵庫県神戸市東灘区向洋町中 6-9          | 日ノ本 欽也      |
| 株式会社ナカザワ                         | 滋賀県湖南市中央 2-92              | 中澤 実任盛      |
| 株式会社 gate au romantique          | 津市上浜町 1-275                | 清水 藍        |
| 株式会社ティップトップ                      | 東京都渋谷区千駄ヶ谷 1-10-7          | 手塚 正道       |
| 株式会社ハニーズホールディングス                 | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1      | 江尻 義久       |
| 株式会社ベルーナ                         | 埼玉県上尾市宮本町 4 番 2 号          | 安野 清        |
| 株式会社ジーフット                        | 東京都中央区新川一丁目 23 番 5 号新川イースト | 木下 尚久       |
| 株式会社田中ふとん店                       | 愛知県一宮市天王 1-4-10            | 田中 公雄       |
| パセリエンタープライズ株式会社                  | 滋賀県長浜市勝町 803 番地            | 松本 規義       |
| 株式会社レプレゼント                       | 東京都渋谷区神宮前 6-17-11          | 堀口 康弘       |
| 株式会社ライフスタイルイノベーション               | 東京都中央区晴海 1-8-10            | 西川 信一       |
| 株式会社ドリームファクトリー                   | 大阪市北区梅田 1-12-17            | 井上 馨        |
| 株式会社ショービ                         | 静岡県浜松市東区植松町 1475-18        | 二村 眞行       |
| 株式会社パルグループホールディングス               | 大阪市中央区道修町 3-6-1            | 井上 隆太       |
| 株式会社ログス                          | 滋賀県湖南市中央 1 丁目 2 番地         | 星 清美        |
| 株式会社スタイルフォース                     | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 1   | 渡辺 智則       |
| 株式会社タカキュー                        | 東京都板橋区板橋 3 丁目 9 番 7 号      | 大森 尚昭       |
| 株式会社おく田                          | 岐阜県岐阜市神田町 6-18             | 奥田 隆        |
| 株式会社BIG                          | 広島県広島市西区横川新町 13-24         | 内藤 雅義       |
| 株式会社アートネイチャー                     | 東京都渋谷区代々木 3-40-7           | 五十嵐 祥剛      |
| 有限会社原真堂                          | 四日市市中部 15 番 12 号           | 保位 真吾       |
| 株式会社ムラサキスポーツ                     | 東京都台東区上野七丁目 14 番 5 号       | 金山 元一       |
| 株式会社シーズメン                        | 東京都中央区日本橋馬喰町 1-5-4         | 青木 雅夫       |
| 株式会社ジン                           | 四日市市新正 1-12-4              | 山本 篤        |
| 株式会社ゾフ                           | 東京都港区北青山 3-6-1             | 上野 博史       |
| 株式会社伊藤陶器                         | 鈴鹿市飯野寺家町 311-1             | 伊藤 隆        |
| 株式会社ベベ                           | 兵庫県神戸市中央区港島中町 6 丁目 8 番 2   | 小東 政章       |
| 株式会社コージコーポレーション                  | 大阪府大阪市中央区南船場 1-16-10       | 高林 更次       |
| 株式会社ライトオン                        | 茨城県つくば市小野崎 260-1           | 藤原 祐介       |
| 株式会社エービーシー・マート                   | 東京都渋谷区神南 1 丁目 11 番 5 号     | 野口 実        |
| 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション          | 愛知県名古屋市中区上社 1 丁目 901 番地    | 白川 篤典       |
| 株式会社スタジオアリス                      | 大阪府大阪市北区梅田 1-8-17          | 牧野 俊介       |
| 株式会社ナルミヤインターナショナル                | 東京都港区芝公園 2-4-1             | 石井 稔晃       |
| 株式会社マイスタイリスト                     | 鈴鹿市花川町 107 番地              | 森田 洋輔       |
| フランス総合医療株式会社                     | 東京都千代田区平河町 1 丁目 8 番 8 号    | 杉木 和彦       |
| 株式会社エディオン                        | 広島県広島市中区紙谷町 2 丁目 1 番 18 号  | 久保 允誉       |
| 株式会社アルペン                         | 愛知県名古屋市中区丸の内 2-9-40        | 水野 敦之       |
| H & M Hennes & Mauritz Japan KK. | 東京都渋谷区宇田川町 33-6            | ルーカス セイファート |

## 3 変更年月日

令和 3 年 7 月 5 日

## 4 変更理由

テナント変更のため

- 5 届出の日  
令和3年7月19日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
令和3年7月30日から同年11月30日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月30日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化）
- 2 作業期間  
令和3年7月20日から同年10月6日まで
- 3 作業地域  
津市美杉町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和3年7月7日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和3年7月30日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量及び3級基準点測量）
- 2 作業地域  
津市美杉町奥津及び同市美杉町川上

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和3年7月30日

三重県知事 鈴木英敬

| 工事完了年月日       | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称            | 許可を受けた者の住所及び氏名                             |
|---------------|-------------------------------|--|
| 令和3年<br>7月16日 | 多気郡明和町大字藁村字北野 456-3 ほか 32 筆ほか | 多気郡明和町大字金剛坂 1356<br>池田建設株式会社<br>代表取締役 池田幸弘 |
| 令和3年<br>7月19日 | 員弁郡東員町大字山田字新蔵山 3600-6 ほか 1 筆  | 四日市市西坂部町 1127<br>社会福祉法人三重福社会<br>理事長 伊藤忠彦   |

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月30日

三重県知事 鈴木 英 敬

## 1 入札に付する事項

## (1) 案件名

三重県地方卸売市場排水機場除塵機設置

## (2) 案件の特質等

三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 履行期間

契約締結日から令和4年3月18日（金）まで

## (4) 履行場所

三重県地方卸売市場 排水機場（三重県松阪市小津町 800 番地）

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による機械器具設置工事の一般建設業又は特定建設業の許可を受けた建設業者であること。

オ 単独又は共同企業体の構成員である元請けとして、平成17年度以降に完成し、かつ、引渡しが済んでいる本案件と同種の施工実績を入札時において有すること。なお、「本案件と同種」とは、「機械器具設置工事（1件1,500万円以上）」をいいます。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請を行うまでに、5(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月16日（月）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を令和3年9月24日（金）15時までに提出してください。（※ (4)、(5)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）してください。）

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 2(2)エを証明する書類

- (3) 企業要件（施工実績）届出書（様式第 2-1 号）
- ※ 2 (2) オについて記載した内容が確認できるコリンズの登録内容確認書（竣工登録されたもの）の写し等を添付してください。登録内容確認書（竣工登録されたもの）がない場合（簡易コリンズの場合も含まれます。）は、施工実績を確認できる契約書（変更契約を含みます。）、仕様書及び完成認定書又は完成認定書に類する書類の写しを添付してください。
- (4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部農林水産財務課経理班 担当 名倉  
電話 059-224-2505 ファクシミリ 059-224-2521
- (2) 契約条項を示す場所
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部農産物安全・流通課市場班 担当 北村  
電話 059-224-2497 ファクシミリ 059-223-1120
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
- 本公告日から令和 3 年 9 月 9 日（木）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 令和 3 年 8 月 27 日（金）15 時までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
- 入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 9 月 9 日（木）15 時まで
- イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
- 提出締切日時 令和 3 年 9 月 9 日（木）15 時
- なお、入札書は令和 3 年 9 月 2 日（木）から同月 9 日（木）15 時までの間に到着するように郵送してください。
- 送付先
- 〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地  
宛 先 三重県庁内郵便局留め  
受取人 三重県農林水産部農林水産財務課経理班  
案件名 三重県地方卸売市場排水機除塵機設置
- (7) 開札の日時及び場所
- 日時 令和 3 年 9 月 9 日（木）15 時 10 分  
場所 三重県津市広明町 13 番地  
三重県農林水産部農林水産財務課経理班
- (8) 入札方法等に関する事項
- ア 入札書の記載
- 入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
- イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

#### ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否

要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract :

Installation of waste remover at the drainage pump station in the Mie regional wholesale market

#### (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, September 9, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, September 2, 2021 and 3:00 P.M. on Thursday, September 9, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, September 9, 2021.

(4) Managing Authority :

Agricultural Products Safety and Distribution Division, Department of Agriculture, Forestry and Fisheries, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-2497

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和3年7月30日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県立水産高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備（再掲）

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県教育委員会教育長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

令和4年2月28日（月）まで

(4) 納入場所

三重県立水産高等学校

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去10年間において当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有すること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年8月30日（月）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合

にあつては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その 3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し(提示可)
- (4) 過去 10 年間に於いて当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績を有することを証明する書類(契約実績証明書、契約書の写し、履行確認書の写し等)

#### 5 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班 担当 駒田・稲濱  
電話 059-224-3002 ファクシミリ 059-224-3023

##### (2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

##### (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

##### (4) 調達説明書(仕様書)の配布方法

本公告日から令和 3 年 9 月 9 日(木)まで調達システムにより提供します。

##### (5) 現場確認

調達説明書をご覧ください。

##### (6) 入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 9 月 3 日(金) 17 時までに通知します。

##### (7) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 9 月 9 日(木) 15 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 3 年 9 月 9 日(木) 15 時

なお、入札書は令和 3 年 9 月 6 日(月)から同月 9 日(木) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班

案件名 三重県立水産高等学校 レーダー・自動衝突予防援助装置シミュレータの整備(再掲)

##### (8) 開札の日時及び場所

日時 令和 3 年 9 月 9 日(木) 15 時 30 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局 高校教育課 高校教育班

##### (9) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

## イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

## ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

## エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

## オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

## (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

## (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

## (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

## (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

## 7 Summary

## (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Installation and Maintenance of Automatic Radar Plotting Aids simulators

## (2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, September 9, 2021.



(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, September 6, 2021 and 3 : 00 P.M. on Thursday, September 9, 2021.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3 : 30 P.M. on Thursday, September 9, 2021.

(4) Managing Authority :

Mie prefectural Board of Education Senior High School Education Office

13 Komei-cho, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8570, Japan

TEL: 059-224-3002 Fax: 059-224-3023

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---